

以下は昨年度のもので、平成28年度の募集要項は追ってお知らせします。

## せいふう認定こども園 平成27年度 募集要項

### 1 募集対象

生後満6カ月以上の乳幼児

乳児部 3号認定子ども	0歳児 (平成26年4月2日生まれ～) 入園時に生後6カ月以上
	1歳児 (平成25年4月2日～平成26年4月1日生まれ)
	2歳児 (平成24年4月2日～平成25年4月1日生まれ)
幼稚園部 2号認定子ども	3歳児 (平成23年4月2日～平成24年4月1日生まれ)
	4歳児 (平成22年4月2日～平成23年4月1日生まれ)
	5歳児 (平成21年4月2日～平成22年4月1日生まれ)

※ 定員に達している場合がありますので、空き状況は随時ご確認ください。

### 2 園見学及び入園申込み

当園への入園を希望される方は、入園申込み前に必ず園を事前見学のうえ、説明を受けて下さい。(事前に電話で予約してからお越し下さい。)

入園申込書は、必要書類を揃えて、西区の福祉事務所(西区役所)に提出して下さい(当園ではありません)。提出期限は、入園を希望する月の前月の10日です。10日が休みの場合は、直後の開庁日が提出期限となります。

福祉事務所に書類を提出後に、当園まで電話でご一報下さい(082-231-1883)。その際、当園の希望順位をお知らせ下さい。

### 3 入園基準

広島市に居住している0歳から小学校入学前までの子どもで、保護者が次の「保育の必要性の事由」のいずれかに該当し、家庭で保育することが困難な場合(保育が必要な場合)に入園することができます。

1	1か月間で30時間以上就労していること(会社、自営業など)
2	出産前後であること
3	疾病にかかる、負傷している、または心身に障害があること
4	親族を常時介護、看護していること
5	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること
6	求職活動をしていること
7	就学していること
8	虐待やDV(ドメスティック・バイオレンス)のおそれがあること
9	育児休業取得時に、すでに保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要であること

### 4 利用調整・入園決定

保護者の希望や園の受入体制等を勘案して、区の福祉事務所長が利用調整を行います。定員の空きに対して希望する人数が多い場合は、先着順ではなく、保育の必要性の状況に応じて調整を行います。

調整結果は、入園を希望する月の前月20日頃に通知を発送してお知らせします。

### 5 重要事項説明・契約締結

入園決定者には、当園にて説明会を実施します。重要事項や園生活の流れ、準備物等をお知らせし、保護者の方と園の間で入園についての契約書を取り交わします。